

豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、市内にある観光振興団体が実施する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「観光まちづくり」とは、地域の住民等が主体となって当該地域の自然、文化、歴史、産業その他の多様な観光資源を活用し、他地域との交流を促進することにより、活力あふれるまちを実現しようとする活動をいう。

2 この要綱において「事務局長」とは、庶務、財務、事業を行うその団体の事務局において、それら諸事務を統括する職員をいう。

3 この要綱において「主事」とは、事務局長に準ずる業務に従事する職員をいう。

4 この要綱において「短時間勤務職員」とは、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり37時間30分を超えない範囲内で勤務し、事務局長及び主事の業務を補助する業務に従事する職員をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内にある観光振興団体が実施する事業に要する費用の一部を補助することにより、観光まちづくりを推進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に掲げる観光振興団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、観光振興団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者としない。

（1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

（2）役員（代表者及び理事等をいう。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいると認められるとき。

（3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次に掲げるものとする。

（1）地域観光振興事業

（2）観光誘客宣伝事業

（3）一般事務管理運営事業

（4）その他市長が必要と認めた事業

2 前項第1号の事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域観光資源の発掘、活用及び維持・保全
- (2) 地域の観光振興に係る事業計画を立案するために必要な調査・研究
- (3) 観光客を受け入れるための人材の育成
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の観光振興に資するもの

3 第1項第2号の事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 観光客の誘客に必要なイベント等の開催、開発、参加及び支援
- (2) 観光客の誘客に必要な宣伝及び情報提供

4 第1項第3号の事業の内容は、当該補助事業者の管理運営に関する事務とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (2) その他市長が補助することが適当でないと認めた経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、給与、賃金及び需用費にあつては、別表第3に規定する額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、毎年度の予算の範囲内で補助金の額を変更することができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、観光振興団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書
- (2) 補助対象事業予算内訳書（様式第2号）
- (3) 観光振興団体全体の事業計画及び収支予算額が分かる書類（総会資料等）
- (4) 給与支給対象者の給与積算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは交付の決定をし、観光振興団体事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、観光振興団体事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の計画変更（事業費が当初の20%を超えて増額する場合又は事業の廃止及び中止）をする場合は、直ちに観光振興団体事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業変更計画書

（2）補助対象事業変更予算内訳書（様式第6号）

（変更の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、観光振興団体事業補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、観光振興団体事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業決算内訳書（様式第9号）

（2）観光振興団体全体の事業実績及び収支決算額が分かる書類（総会資料等）

（3）給与支給対象者の勤務状況（勤務日数及び勤務時間）が分かる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（額の確定及び交付）

第 1 4 条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、観光振興団体事業補助金確定通知書（様式第 1 1 号）により補助事業者へ通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 前項の補助金の額の確定に当たって、補助対象経費にこの補助金以外の財源が充当されているときは、当該額を減額することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため補助事業者が請求し、かつ、市長が必要と認めたときは、補助対象事業の完了等の前に補助金の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

（帳簿等の整備・保存）

第 1 5 条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しておかなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 1 6 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（4）補助対象事業に関する申請、施行等について不正な行為があったとき。

（5）第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

（6）その他補助金の運用を不適當と認めたとき。

（委任）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条及び第 1 3 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補 助 事 業 者

旭観光協会
豊田市足助観光協会
いなぶ観光協会
小原観光協会
豊田市しもやま観光協会
藤岡観光協会
松平観光協会

別表第 2（第 6 条関係）

補 助 対 象 経 費

補助対象事業の区分	給与等経費	その他経費
地域観光振興事業	給与（給料、賞与及び手当（地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当）） 賃金（契約上の勤務時間に対する賃金、時間外、休日及び深夜の割増賃金）並びに通勤費 社会保険料及び福利厚生費に係る事業主負担金（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働者災害補償保険料及び子ども・子育て拠出金等） 退職給付積立金	報償費 旅費（※注） 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（※注）、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び金券類に係る需用費をいう。） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、火災保険料（イベントに係る保険料を含む。）、自動車損害保険料及び金券類に係る役務費をいう。） 委託料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費 負担金及び補助金
観光誘客宣伝事業		
一般事務管理運営事業		
その他市長が必要と認めた事業	市長が必要と認める経費	

※注 旅費及び食糧費については、別に内規で定める場合に限り、補助対象経費とする。

別表第 3（第 7 条関係）

補 助 金 の 限 度 額

	職 位	補助金の限度額 (一人当たり)	補助金の限度額 に含まれるもの
給与	事務局長	4 4 1 万円	給 料 賞 与 地域手当
	主 事	3 8 8 万円	給 料 賞 与
賃金	短時間勤務職員	2 3 8 万円	契約上の勤務時 間に対する賃金
需用費	一般事務管理運営事業費のうち補助対象となる予算額の 5 %		

備考

- 1 給与における補助金の限度額は、豊田市職員給与条例に基づいて、改定を行うものとする。
- 2 事務局長は、別表第 2（第 6 条関係）の補助対象経費に定める特殊勤務手当及び退職給付積立金については対象外とする。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地

[illegible]

代表者氏名

年度 観光振興団体事業補助金交付申請書

年度において次に掲げる事業を実施したいので、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	金 円
実施する補助対象事業	☐ 地域観光振興事業 ☐ 観光誘客宣伝事業 ☐ 一般事務管理運営事業 ☐ その他の事業（ ）
補助対象事業の目的	(☐ 補助対象事業予算内訳書のとおり)
補助対象事業の内容	(☐ 補助対象事業予算内訳書のとおり)

注意 ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。(複数選択可)

添付書類

- 1 補助対象事業計画書
- 2 補助対象事業予算内訳書
- 3 観光振興団体全体の事業計画及び収支予算額が分かる書類（総会資料等）
- 4 給与支給対象者の給与積算書
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

補助対象事業予算内訳書

団体の名称 ()

補 助 対 象 事業の種類	事 業 名	予算額（円）	事業の目的及び内容
合 計			

記入上の注意

- 1 補助対象事業の種類の欄には、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第5条第1項各号に掲げる補助対象事業の名称を記入してください。
- 2 予算額の欄の上段には、事業の総予算額を、下段には、補助対象となる経費の予算額を記入してください。

様式第 3 号（第 9 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 様

豊田市長 印

年度 観光振興団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 観光振興団体事業補助金につきましては、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

補 助 金 の 額	金 円
補 助 対 象 事 業 の 種 類	☐ 地域観光振興事業 ☐ 観光誘客宣伝事業 ☐ 一般事務管理運営事業 ☐ その他の事業（ ）

注 意

- 1 この補助金は、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 3 条に規定する補助金の交付目的以外に使用することはできません。補助金を交付目的以外に使用したときは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。
- 2 補助対象事業が完了等したときは、完了等の日から起算して 3 0 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、観光振興団体事業実績報告書を提出してください。

様式第 4 号（第 9 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 様

豊田市長 印

年度 観光振興団体事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 観光振興団体事業補助金につきましては、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

不交付とした理由	
----------	--

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申 請 者) 所 在 地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

年度 観光振興団体事業計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けました 年
度 観光振興団体事業補助金に係る補助対象事業につきまして、別紙のとおり計画
を変更したいので、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により
承認されたく、申請します。

補 助 金 申 請 額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 補助対象事業変更計画書
- 2 補助対象事業変更予算内訳書（様式第 6 号）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

補助対象事業変更予算内訳書

団体の名称（ ）

補 助 対 象 事業の種類	事 業 名	予 算 額（円） 上段：変更前 下段：変更後	事業の目的及び内容
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
合 計		（ ）	
		（ ）	

記入上の注意

- 1 補助対象事業の種類欄には、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項各号に掲げる補助対象事業の名称を記入してください。
- 2 予算額の欄の上段には、事業の変更前総予算額及び補助対象となる経費の予算額を、下段には、事業の変更後総予算額及び補助対象となる経費の予算額を記入してください。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 様

豊田市長 印

年度 観光振興団体事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度 観光振興団体事業補助金につきまして、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり交付決定を変更しましたので、通知します。

補 助 金 の 額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
計画変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

年 月 日

豊田市長 様

（報告者）所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

年度 観光振興団体事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けました 年
度 観光振興団体事業補助金に係る補助対象事業を□完了（□廃止 □中止）しまし
たので、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとお
り報告します。

事業の実績	（□ 別添資料のとおり）
事業の効果	（□ 別添資料のとおり）

記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 補助対象事業決算内訳書
- 2 観光振興団体全体の事業実績及び収支決算額が分かる書類（総会資料等）
- 3 給与支給対象者の勤務実績（勤務日数及び勤務時間）が分かる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

補助対象事業決算内訳書

団体の名称 ()

補 助 対 象 事業の種類	事 業 名	予算額 (円)	決算額 (円)	差 引 (円)	事業効果
合 計					

記入上の注意

- 1 補助対象事業の種類の欄には、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第5条第1項各号に掲げる補助対象事業の名称を記入してください。
- 2 予算額、決算額及び差引の欄の上段には事業の総額を、下段には補助対象となる経費の額を記入してください。

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

報告者

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度 観光振興団体事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった 年度 観光振興団体事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 額の確定の通知額

円

2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を差し引いた額）

円

5 添付書類

3 の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円の場合でも提出すること。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

豊田市長 印

年度 観光振興団体事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 観光振興団体事業補助金につきましては、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり額を確定しましたので、通知します。

補 助 金 確 定 額	金 円
補 助 対 象 事 業 の 種 類	☐ 地域観光振興事業 ☐ 観光誘客宣伝事業 ☐ 一般事務管理運営事業 ☐ その他の事業（ ）